

金融関連分野^(※1)における個人情報保護に関する ガイドライン（案）^(※2)について

(※1) 本資料において、金融関連分野とは、以下の(※2)の3種の分野をいう。

(※2) 具体的な個人情報保護に関するガイドライン（案）は以下のとおり。

金融分野：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）

信用分野：信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

債権管理回収業分野：債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

1. これまでの委員会における審議
2. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）の基本的な考え方
3. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）の主な「格別の措置」

1. これまでの委員会における審議

第19回委員会（2016/9/30）

※委員会資料1-1「個人情報保護法ガイドライン（案）について」の
「2. 個人情報保護法ガイドライン（案）について（全体像）」より抜粋

- ✓ 改正個人情報保護法の全面施行に伴い、同法の監督権限が当委員会に一元化されることから、当委員会が、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定める。
- ✓ なお、各省庁のガイドラインのうち個人情報保護法に関するものは、原則として当委員会が定めるガイドラインに一元化するが、一部の分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに現行の規律の特殊性等を踏まえて、**上記のガイドラインを基礎として、当該分野において更に必要となる別途の規律**を定める方向。

（別途の規律が必要と考えられる分野の例）

医療関連、**金融関連（信用等含む）**、情報通信関連

2. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）の基本的な考え方

- ✓ 金融関連分野における3種の個人情報保護に関するガイドライン（以下「各分野ガイドライン」という。）（案）については、個人情報保護委員会と、金融庁、経済産業省又は法務省各々との連名による告示として新たに定める。
なお、現行の各分野ガイドライン（告示）は廃止する。
- ✓ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）を基礎に、金融分野、信用分野又は債権管理回収業分野において更に必要となる別途の規律として、各分野固有の「格別の措置」に特化した各分野ガイドライン（案）を取りまとめる。
- ✓ 各分野固有の「格別の措置」については、行政の継続性等の観点から、原則として現行の各分野ガイドラインの規制水準を維持するとともに、法改正に伴い新たに必要となる規定を盛り込む。
- ✓ 金融関連分野については関連性が高いことから、現行の各分野ガイドラインの規定の表現見直しなどに当たっては、各分野ガイドライン（案）の規定の整合性に留意する。
- ✓ 特に定めのない部分については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）・同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）・同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）・同ガイドライン（匿名加工情報編）を適用する。

3. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）の主な「格別の措置」

✓ 「機微（センシティブ）情報」について

【金融分野GL(案)第5条、信用分野GL(案)Ⅱ2(2)、債権管理回収業分野GL(案)第4】

（定義）

各分野ガイドライン（案）においては、現行の各分野ガイドラインにおける機微（センシティブ）情報と、法改正により新設された要配慮個人情報を合わせ、新たな機微（センシティブ）情報を定義する。

（取扱い）

現行の各分野ガイドラインにおいて、機微（センシティブ）情報を取得等できる場合を限定しているのと同様に、各分野ガイドライン（案）においても、新たな機微（センシティブ）情報を取得等できる場合を限定する。

＜本人の同意についての留意点＞

新たな機微（センシティブ）情報を取得等できる場合を定めた規定に「本人の同意に基づき」との記載がない場合であっても、要配慮個人情報を取得するに当たっては、法第17条第2項において、同項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることに留意する。

（オプトアウト）

法第23条第2項において要配慮個人情報についてはオプトアウトを用いることができないとされていることを踏まえ、各分野ガイドライン（案）においては、新たな機微（センシティブ）情報についてもオプトアウトを用いないこととする。

3. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）の主な「格別の措置」

✓ 「本人の同意」について

【金融分野GL(案)第3条、信用分野GL(案)Ⅱ1(3)、債権管理回収業分野GL(案)第2の5】

各分野ガイドライン（案）においては、法第16条、第23条及び第24条に定める本人の同意を得る場合には原則として書面によることとする。

✓ 「本人に通知」について

【金融分野GL(案)第6条等、信用分野GL(案)Ⅱ2(3)等、債権管理回収業分野GL(案)第2の4】

各分野ガイドライン（案）においては、法第18条第1項及び法第23条第5項第3号に定める通知については原則として書面によることとする。

✓ 「オプトアウト」について

【金融分野GL(案)第11条3、信用分野GL(案)Ⅱ2(5)②、債権管理回収業分野GL(案)第7の3】

各分野ガイドライン（案）においては、個人の支払能力に関する情報を個人信用情報機関へ提供するに当たっては、オプトアウトを用いないこととする。